

執筆者:

E-mail✉ [✉ 杉山 泰成](mailto:shimayama@nishimura-asahi.com)

## はじめに

漁業分野においては、①国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫化しているため、輸出品を含めて、違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要性、並びに②国際的に IUU(違法: Illegal、無報告: Unreported、無規制: Unregulated)漁業のおそれ大きい魚種について、国際社会において IUU 漁業撲滅の実行が求められており、日本も海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要性が指摘されていました。

このような背景に鑑み、日本国内で採捕される特定の水産動植物について、①漁業者等の届出、②漁獲物ごとの漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時の適法性の証明を行うとともに、日本国内に輸入される特定の水産動植物について、輸入時の適法性の証明などの措置を講ずるために、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「水産流通適正化法」といいます)が 2020 年 12 月 11 日に公布され、2022 年 12 月 1 日から施行されています<sup>1</sup>。

## 1. 規制対象となる水産動植物

漁業法及び水産流通適正化法では、漁獲対象となる水産動植物(魚介類、海藻類等の水産資源の総称)について、特定水産動植物、特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物と 3 つのグループを規定しています。漁業法では、より広義の概念として特定水産資源(漁獲可能量による管理を行う水産資源: 漁業法 11 条 2 項 3 号)が規定されており、こちらは改正漁業法に基づく新しい TAC 制度に従い管理される水産資源として、資源管理基本方針により定められます。

<sup>1</sup> 水産庁ウェブサイト「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の骨子」  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/attach/pdf/tekiseika-8.pdf>

グループ	定義	魚種	規制方法
特定水産動植物	財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして農林水産省令で定めるもの(漁業法 132 条 1 項)	ウナギの稚魚 <sup>2</sup> アワビ ナマコ (漁業法施行規則 41 条)	① 特定水産動植物の採捕の原則禁止(漁業法 132 条 1 項、189 条 1 号) ② 違法に採捕された特定水産動植物(製品)の運搬、保管、取得、処分の媒介・あつせんの禁止(漁業法 189 条 2 号)
特定第一種水産動植物	水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕(外国漁船によるものを除く。)が行われるおそれ大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの(水産流通適正化法 2 条 1 項)	ウナギの稚魚 <sup>3</sup> アワビ ナマコ (水産流通適正化法施行規則 1 条)	① 漁業者等の届出 ② 事業者間での情報の伝達 ③ 事業者による取引記録の作成・保存 ④ 輸出規制
特定第二種水産動植物	我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの(水産流通適正化法 2 条 4 項)	サバ サンマ マイワシ イカ (水産流通適正化法施行規則 3 条)	① 適法採捕証明書の添付されていないものの輸入の禁止

現在は、特定水産動植物と特定第一種水産動植物は同一品種(但し、ウナギの稚魚についての経過措置期間が異なる)となっていますが、国内漁業を中心に、漁業法において対象魚種の採捕及び流通“行為”を規制し、水産流通適正化法において対象魚種を採捕・流通する“事業者”を規制する構成となっています。尚、水産動植物の採捕及び輸出入については、日本の規制だけではなく、輸出先・輸入元の国の法規制や中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)といった国際的枠組みによる保存管理措置等にも留意が必要です。

## 2. 国内流通関連措置

### (1) 特定第一種水産動植物等に関する事業者の届出義務

まず①特定第一種水産動植物の採捕者であつて、②自ら採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等<sup>4</sup>の譲渡しの事業を行う者(採捕者の所属団体が譲渡しの事業を行う場合にはその団体)は、予め採捕者に関する情報、採捕権限、対象となる特定第一種水産動植物等に関する情報等を行政機関に対して届出する義務を負います(水産流通適正化法 3 条 1 項、同法施行規則 5 条)。

また、特定第一種水産動植物等取扱業者(特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者:水産流通適正化法 1 条 3 項)も事業開始から 2 週間以内に農林水産大臣に対する届出義務を負います(水産流通適正化法 8 条 1 項、同法施行規則 22 条)。但し、水産流通適正化法 8 条 1 項但書に規定する場合には、届出義務が免除されま

<sup>2</sup> ウナギの稚魚については、漁業法施行規則の施行日(2020 年 12 月 1 日)から 3 年間の猶予期間が設けられています(漁業法施行規則附則 2 条)。

<sup>3</sup> ウナギの稚魚については、2025 年 12 月から特定第一種水産動植物に含まれます(水産流通適正化法施行規則附則 1 条)。

<sup>4</sup> 尚、水産流通適正化法の規制は、特定第一種水産動植物に適用されるものと特定第一種水産動植物等(≒加工品も含む)に適用されるものがあるため、この点にも留意が必要です。

す<sup>5</sup>。

## (2) 届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱業者の情報伝達義務

特定第一種水産動植物等に関する届出採捕者から特定第一種水産動植物等取扱業者への譲渡し、特定第一種水産動植物等取扱業者間での譲渡し・引渡しの際には、その包装、容器、送り状への表示、電子情報処理（電子ファイルへの記録、CD ロム等）により、漁獲番号、事業者名称、重量・数章、譲渡し・引渡しの日付等を伝達する義務を負います（水産流通適正化法 4 条・5 条、同法施行規則 11 条～14 条）。

## (3) 特定第一種水産動植物等取扱業者の取引記録の作成・保存義務

特定第一種水産動植物等取扱業者は、特定第一種水産動植物等取扱業者間で特定第一種水産動植物等の譲渡し・譲受け・引渡し・引受けを行ったとき、又は廃棄・亡失をしたときは、その名称、重量・数量、年月日、相手方、漁獲番号等について書面又は電磁的記録により記録を作成し、3 年間保管する義務を負います（水産流通適正化法 6 条、同法施行規則 18 条～21 条）。但し、少量の廃棄・亡失の場合や一般消費者向け販売・提供の場合の売れ残り・食べ残しについては免除が認められています。

## (4) 特定第一種水産動植物等の輸出に係る適正漁獲等証明書の添付

特定第一種水産動植物等取扱業者は、特定第一種水産動植物等について輸出を行う場合には、適法漁獲等証明書（①漁業法関連法令に違反して採捕されていないこと、又は②輸入・養殖水産動植物等であることを行政機関に申請の上、これを添付することを要します（水産流通適正化法 10 条、同法施行規則 24 条）。尚、水産流通適正化法に基づく適正漁獲等証明書は、特定第一種水産動植物等についてのみ認められており、その他の水産動植物等について、輸出先の国の輸入規制で適正漁獲に関する立証が必要となる場合には、当該輸出先国の適用法令に沿った対応に留意する必要があります。

<sup>5</sup> 水産流通適正化法施行規則 22 条 4 項 2 号では、「当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が専ら特定第一種水産動植物等の特定第一種水産動植物等取扱事業者以外の者に対する販売又は提供を業とする場合」と規定しており、国内 Q&A 15 ページに規定する専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合及び飲食店・宿泊事業者の場合の届出義務の免除は、この規定に基づくものと思われます。

(5) 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関する Q&A (以下「国内流通 Q&A」)

国内流通 Q&A 15 ページにおいては、それぞれの事業者に応用される規制に下記のとおり詳細を規定しています。

		届出義務	情報伝達義務	取引記録作成・保存義務	適法漁獲等証明書添付義務
特定第一種水産動植物等取扱事業者	採捕事業者(漁協等も含む)※1	○	○	○	—
	産地市場一次買受人卸売業者、仲卸業者	○	○	○	—
	水産加工事業者	○	○	○	—
	輸出事業者	○	×	○	○
	輸入事業者	○	○	○	—
	小売事業者(土産物屋等を含む)	△ ※2	△ ※3	○	—
	飲食店	×	×	○	—
宿泊事業者(ホテル・旅館等)	×	×	○	—	

※1 採捕事業者(漁協等の場合は所属する者を含む。)が特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造等の事業を行う場合

※2 専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要

※3 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、伝達不用

※4 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、譲渡時の取引記録の作成・保存は不要(譲受け時の取引記録の作成・保存は必要)

～国内流通 Q&A より抜粋～

重要項目としては、

- ① 小売事業者で専ら(一部を消費者以外に販売する場合も含まれると解されます)消費者に対して特定第一種水産動植物等を販売する者については届出不要とされています。さらに、小売事業者が、消費者に対して、第一種水産動植物等を販売する場合には、情報伝達義務及び取引記録作成・保存義務が免除されますが、小売事業者が他の特定第一種水産動植物等取扱業者から特定第一種水産動植物等を譲受ける(引受けについては明記されていませんが、同趣旨と解されます)場合には、取引記録の作成・保存は必要です。
- ② 飲食店及び宿泊事業者については、特定第一種水産動植物等取扱業者には該当しますが、届出義務及び情報伝達義務については一律免除となっています。小売事業者と同様に、特定第一種水産動植物等を販売(提供については明記されていませんが、同趣旨と解されます)する場合には、情報伝達義務及び取引記録作成・保存義務が免除されますが、他の特定第一種水産動植物等取扱業者から特定第一種水産動植物等を譲受ける場合には、取引記録の作成・保存は必要です。

小規模事業者やバリューチェーンの川下の事業者にまで、どのように規制を周知させ、コンプライアンス体制を整えさせるかが今後の課題になるかと思われます。

### 3. 輸入関連措置

#### (1) 特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物等(特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料として製造又は加工したものであって、農林水産省告示に規定するもの<sup>6</sup>:水産流通適正化法 2 条 5 項、同法施行規則 4 条、農林水産省告示 940 号)を輸入する場合には、外国の政府機関による適法採補証明書又は水産流通適正化法施行規則の規定するその他の書類(例えば、養殖魚の場合には当該事実を証する書類)の添付が要求されます(水産流通適正化法 11 条、同法施行規則 25 条 1 項・4 項)。

この規制は輸入者に対して適用されるものであり、その後の販売・提供が行われる場合であっても、適法採補証明書の提示や記録の作成・保管義務等は課せられていません。

#### (2) 適法採補証明書等を発行できる国・地域及び機関

適法採補証明書等が入手可能な国等については、水産庁のウェブサイトで随時アップデートされています(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>)。

### 4. 法令違反に対する処分等

#### (1) 通報に関する努力義務

特定第一種水産動植物等取扱業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等が違法に採補された疑いがあると思料するときは、速やかにその旨を農林水産大臣に通報するよう努めなければならないとされています(水産流通適正化法 9 条)。努力義務に留まる点、また自己が譲り受けた特定第一種水産動植物等の場合に限定される点(他の特定第一種水産動植物等取扱業者間で取引された特定第一種水産動植物等について違法採補の疑いがある場合には、通報の努力義務は適用されません。ただ、任意に通報することは妨げられないと解されます)に特色があります。

#### (2) 特定第一種水産動植物等に関する勧告及び命令

地方農政局長は、届出採補者が情報伝達義務を遵守していない場合、又は特定第一種水産動植物等取扱業者が情報伝達義務若しくは取引記録作成・保存義務を遵守していない場合には、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができ(水産流通適正化法 7 条 1 項・2 項、同法施行規則 26 条 1 項・2 項)、正当な理由なく事業者が勧告に係る措置を取らなかった場合には、当該措置を取ることを命令することができます(同法 7 条 3 項、同法施行規則 26 条 3 項)。

#### (3) 立入検査等

地方農政局長には、水産流通適正化法の施行に必要な限度において、以下の権限が認められています(水産流通適正化法 12 条、13 条、同法施行規則 26 条 4 号・5 号)。

① 特定第一種水産動植物等取扱業者及び特定第二種水産動植物等の輸入者、その他関係事業者に対して、必要な報告、帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。

地方農政局の職員に、上記①記載の事業者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫等に立入り、業務の状況、水産動植物等、帳簿、書類その他の物件を検査し、従業員その他関係者に質問すること。

<sup>6</sup> 具体的には、輸出統計品目表で確認できますが、冷凍・加熱・乾燥品、くんせい、フィレ等の一部をカットしたものも含まれます。  
<https://www.kanzei.or.jp/statistical/expstatis/headline/hs1dig/j/1>

#### (4) 罰則

採捕事業者及び特定第一種水産動植物等取扱業者については、届出義務(変更届出義務)違反、措置命令違反、輸出規制違反、立入検査等の拒否、妨害、忌避等について罰則の適用があります(水産流通適正化法 16 条 1 号乃至 5 号、17 条)。

また、特定第二種水産動植物等の輸入業者については、適法採捕証明書等の添付義務違反、立入検査等の拒否、妨害、忌避等について罰則の適用があります(水産流通適正化法 15 条、16 条 5 号)。

いずれの場合にも両罰規定の適用があります(水産流通適正化法 18 条)。

次回の漁業関連法務アップデートでは、陸上養殖の届出制の導入について取り上げる予定です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 